

小型船舶に対する 安全キャンペーン

～小型船舶の安全確保に向けて～



我が国周辺では、毎年2千隻前後の船舶事故が発生し、その7～8割が小型船舶によるものとなっています。

沖縄総合事務局管内における令和3年の船舶事故隻数は79隻発生※し、うち小型船舶（プレジャーボート、漁船、遊漁船、作業船、旅客船等）が全体の8割強※を占め、依然として事故の割合が高く、例年、特にゴールデンウィーク前から初秋にかけての事故が多発しています。このため、当局では、4月11日から8月31日までの間、とりわけ5月下旬までを集中実施期間として、第十一管区海上保安本部、日本小型船舶検査機構沖縄支部などの協力を得て、プレジャーボート・漁船に対するパトロール・訪船指導等を行う「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施しています。また、北海道知床における遊覧船の事故を踏まえ、現行規制の確実な遵守を目的とした、旅客船事業者に対する緊急安全点検も合同で実施しました。（※第十一管区海上保安本部の海難発生状況（速報値）から抜粋）



緊急安全点検

【緊急安全点検の主な点検事項】

- ・安全管理規程に基づく運航会社の安全管理体制の現状
- ・運航基準の遵守
- ・運航船舶の船体、機関、通信設備、航海設備及び救命設備の状態など



漁協への周知依頼



救命胴衣の確認



船舶検査済票の確認

【パトロール活動の主な内容】

☆ライフジャケットの適切な着用（原則すべての乗船者にライフジャケットの着用義務）



水上オートバイの乗船者



12歳未満の小児（船室外）



1人乗り小型漁船で漁ろうに従事する者



左記以外の船室外のすべての乗船者

☆発航前検査の確実な実施や小型船舶操縦者の遵守事項の徹底

☆船舶検査の適切な受検の確認や案内

・海岸から12海里を超えない水域のみで操業する小型漁船であったとしても、漁業以外の目的（遊漁など）にも使用する場合は12海里以内でも船舶検査が必要であること

☆小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認や案内

【お問合せ先】 運輸部 船舶船員課 ☎098-866-1838